

1. 件名：日本原子力研究開発機構原子力科学研究所放射性廃棄物の廃棄施設の定期事業者検査報告（開始時）についての面談
2. 日時：令和5年8月21日（月）10時00分～10時45分
3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 検査グループ 専門検査部門
千葉主任原子力専門検査官、宮田原子力専門検査官、宮本検査技術専門職
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
バックエンド技術部 高減容処理技術課長 他7名
安全・核セキュリティ統括部
安全・核セキュリティ推進室 技術副主幹 他1名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「事業者」という。）から、原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設（以下「廃棄施設」という。）の令和5年度定期事業者検査（以下「定事検」という。）報告（開始時）について、資料に基づき以下の説明があった。

- 廃棄施設に係る令和5年度の定事検は、令和5年10月2日から令和5年12月22日までの予定で実施する。
- 前回からの変更点として、第2廃棄物処理棟の使用停止設備のうち、蒸発処理装置・Ⅱ及び廃液貯槽・Ⅱ-2について、今後使用することはなく、塔槽類に液体廃棄物がないことを確認しているため、今回の定期事業者検査から①蒸発処理装置・Ⅱ工業計器の校正（記録確認）、漏えい検知器の警報（記録確認）及び②廃液貯槽・Ⅱ-2液位計の校正（記録確認）、漏えい検知器の警報（記録確認）について定事検の対象から除外する。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- 蒸発処理装置・Ⅱ及び廃液貯槽・Ⅱ-2は令和4年8月29日付け原子炉設置変更許可にて使用停止設備としたとあるが、設工認との関係において廃止設備となっていなければ、技術基準の維持は継続する必要があることから、許認可の位置づけと定事検との関係を整理して説明すること。

○事業者から、指摘事項を踏まえ資料を改訂し改めて説明する旨の回答があった。

6. その他

資料：定期事業者検査報告書（定期事業者検査開始時）

以 上